

国指定北硫黄島鳥獣保護区 保護管理マスタープラン



北硫黄島

平成 23 年 3 月

環境省
関東地方環境事務所

目 次

第1 国指定鳥獣保護区の現状	-----	1
1. 名 称	-----	1
2. 設定区分	-----	1
3. 場所及び区域	-----	1
4. 面 積	-----	1
5. 他の法令による規制関係	-----	1
6. 鳥獣保護区の存続期間	-----	1
7. 鳥獣の生息環境及び生息状況	-----	1
(1) 地形・地質	-----	1
(2) 植生	-----	2
(3) 動物相	-----	2
8. 鳥獣の捕獲状況	-----	2
第2 国指定鳥獣保護区の指定目的等	-----	2
1. 指定目的	-----	2
2. 保護管理業務の実施に当たっての留意事項	-----	3
(1) 集団繁殖地としての管理方針	-----	3
(2) 関係機関及び地域との連携	-----	4
第3 許認可に関する事項	-----	4
第4 施設の整備及び管理に関する事項	-----	4
第5 その他保護管理に必要な事項	-----	4

第1 国指定鳥獣保護区の現状

- 1 名称 国指定北硫黄島鳥獣保護区
- 2 設定区分 集団繁殖地の保護区
- 3 場所及び区域 東京都小笠原村北硫黄島の区域及び汀線（北硫黄島平均海面時の汀線）から300m以内の海域（別図参照）
- 4 面積
- | | |
|----------|-------|
| 鳥獣保護区 | 860ha |
| うち特別保護地区 | 557ha |
| 所有別面積内訳 | |
| 国有地 | 472ha |
| 私有地等 | 85ha |
| 公有水面 | 303ha |
- 5 他の法令による規制関係
- | | |
|---------------------|-------------|
| 自然公園法による地域（小笠原国立公園） | 558ha（陸域） |
| 特別保護地区 | 558ha（※） |
| 普通地域（海域） | 地先海岸から2km線界 |
- ※陸地について、鳥獣保護区の特別保護地区は北硫黄島平均海面時を汀線とし、小笠原国立公園の特別保護地区は、小笠原最低潮位を汀線としているため面積は一致しない。
- 6 鳥獣保護区の存続期間
平成21年11月1日から平成41年10月31日（20年間）
- 7 鳥獣の生息環境及び生息状況（別表参照）
- (1) 地形・地質
- 北硫黄島は、第四紀に海底火山の活動によって形成されたもので、他の小笠原諸島と同様に、島が成立して以来、一度も大陸と陸続きとなったことのない海洋島である。
- 同島は海岸線の出入りはほとんどなく、切り立った海食崖とその前面に発達する幅100m未満の礫浜に囲まれたほぼ橢円形の火山島である。
- 同島北側は玄武岩質溶岩と火山碎屑物の互層からなる成層火山であり、南部の最高峰標高792mの榊ヶ峰と北部の無名峰（標高538m）とを連

ねる主稜線が南北に続いている。深い浸食谷により起伏に富む地形であり、岩肌が多く露出する急傾斜となっている。島の南西端は海拔200mから海岸まで大崩壊の崖地となっており、東側および北西側の海岸の一部は古い崖錐地形となっている。

(2) 植生

火山列島である北硫黄島の植物相は小笠原群島と類似し、小笠原群島との共通固有種45種、火山列島固有種5種を含む貴重な植物相を有している。

同島の植生は82%が自然植生であり、チギ・オオバシロテツ群集が島の半分を占めている。海岸植生から稜線部の樹林地までシダ植物50種、裸子植物1種、被子植物116種による垂直分布が記録されている。

(3) 動物相

平成12年及び13年の調査において確認されている鳥類は23種であり、海岸域ではアカオネッタイチョウやカツオドリ、アジサシ類等が多くみられ、森林部ではアカガシラカラスバト、オガサワラカラヒワ等が確認されている。この中には、小笠原諸島及び火山列島の固有亜種も多い。

哺乳類はオガサワラオオコウモリと移入種であるクマネズミ、ドブネズミの生息が確認されているのみである。

他分類群については正式な記録が少ないが、爬虫類はオガサワラトカゲと思われるトカゲ類、昆虫類では天然記念物であるシマアカネ、陸産貝類では3種の記録がある。

8 鳥獣の捕獲状況

当該区域内での有害鳥獣捕獲の実績はないが、アカガシラカラスバトやオガサワラオオコウモリが学術研究のための捕獲が過去行われている。

第2 国指定鳥獣保護区の指定目的等

1 指定目的

当該区域は、東京都の南方約1,170km、小笠原諸島父島の南方約180kmに位置する北硫黄島とその周辺海域である。

北硫黄島は、南北3.3km、東西2.1km、周囲8.0kmの橢円形の海洋島で、切り立った海食崖と礫浜に囲まれた火山島である。同島の最高地点は標高792mで、山肌は深い浸食谷に刻まれ、急な斜面には岩肌が露出しており、起伏に富んだ地形となっている。

同島の植生については、火山性の地質、亜熱帯性海洋気候であることを反映して、海岸域から山腹まで草本又は常緑広葉樹の低木が優占している。

また、同島は過去の入植の歴史が短く、現在は無人島である。

このような自然環境を反映して、同島では環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のアカオネッタイチョウ、アカアシカツオドリ、クロウミツバメを始め、カツオドリ、シラオネッタイチヨウ、マミジロアジサシ、クロアジサシ等の海鳥類の集団繁殖が確認されている。また、絶滅危惧ⅠA類のアカガシラカラスバト、絶滅危惧ⅠB類のオガサワラカワラヒワ、絶滅危惧Ⅱ類のブッポウソウ等希少な森林性の鳥類の生息が確認されている。哺乳類では、絶滅危惧ⅠA類のオガサワラオオコウモリの生息が確認されている。

このように、当該区域は海鳥類の集団繁殖地として重要であるとともに、希少鳥獣の生息地でもあることから、当該区域を集団繁殖地の保護区として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域において集団で繁殖する鳥類及び生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

2 保護管理業務の実施に当たっての留意事項

（1）集団繁殖地としての管理方針

- 1) 当該区域は無人島で、交通手段の制約や上陸のための港湾がないため一般の利用はないことから現状のまま保全することを基本とする。
- 2) 当該区域において鳥獣の生息に悪影響を及ぼしている要因としては、クマネズミ、ドブネズミが侵入・生息していることが挙げられる。クロウミツバメ等地上営巣性の小型海鳥類にとっては大きな脅威であり、他の生息鳥獣に対しても、卵やヒナの食害、餌資源の競合、植生への影響等悪影響を及ぼしていると考えられる。このため、ネズミ類の分布等生息状況の把握に努め、オガサワラオオコウモリが生息していることを踏まえた対応策を検討する。

3) その他の侵略的外来種の侵入の有無、漂流・漂着ゴミの状況等について情報収集を行い、鳥獣の生息に悪影響を及ぼす環境変化が発生した場合において早期に適確な対応ができるよう努めるものとする。

(2) 関係機関及び地域との連携

本保護区の保護管理に当たっては、国、東京都、小笠原村と情報を共有し、密接に連携して取り組みを行うこととする。

第3 許認可に関する事項

1 法第9条 第1項に基づく鳥獣捕獲の許可

「鳥獣捕獲許可等取り扱い要領について」に基づき処理するものとする。

2 法第37条に基づく劇薬等の使用許可

「鳥獣捕獲許可等取り扱い要領について」に基づき処理するものとする。

第4 施設の整備及び管理に関する事項

1 鳥獣保護区の保護及び利用に必要な施設

当該区域は無人島であり一般の立入りはないため、標識等を除き施設の整備は行わない。

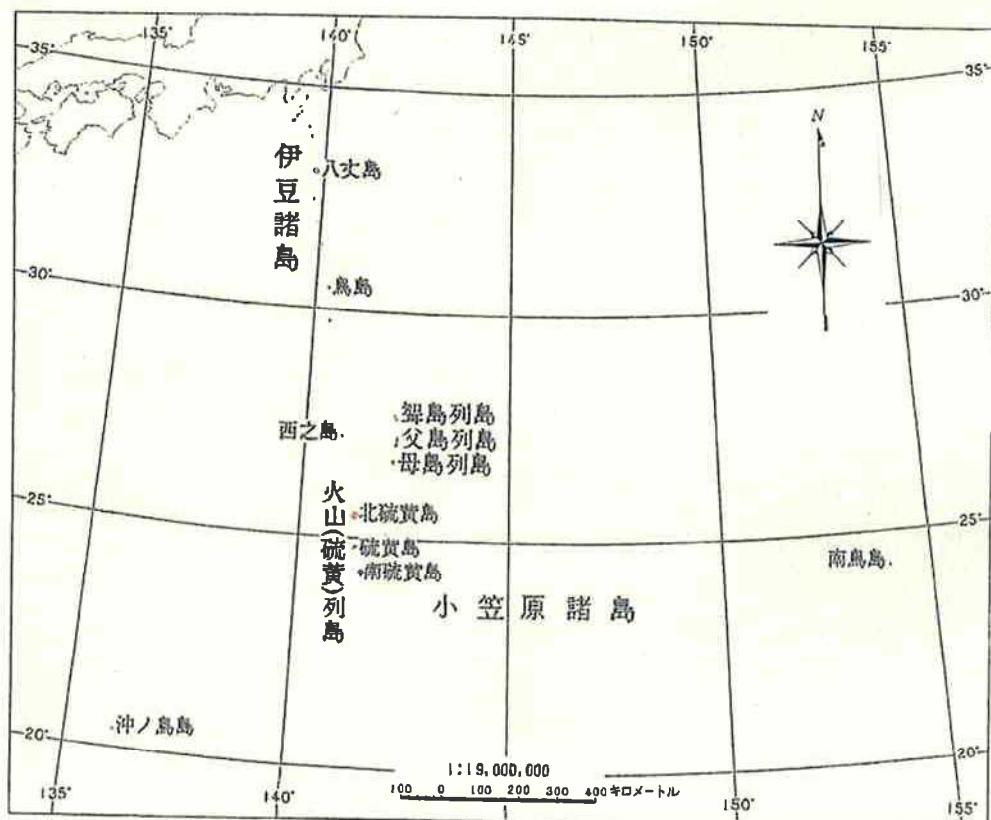
2 鳥獣保護区の標識等

鳥獣保護区用制札の設置を行う。

第5 その他管理に必要な事項

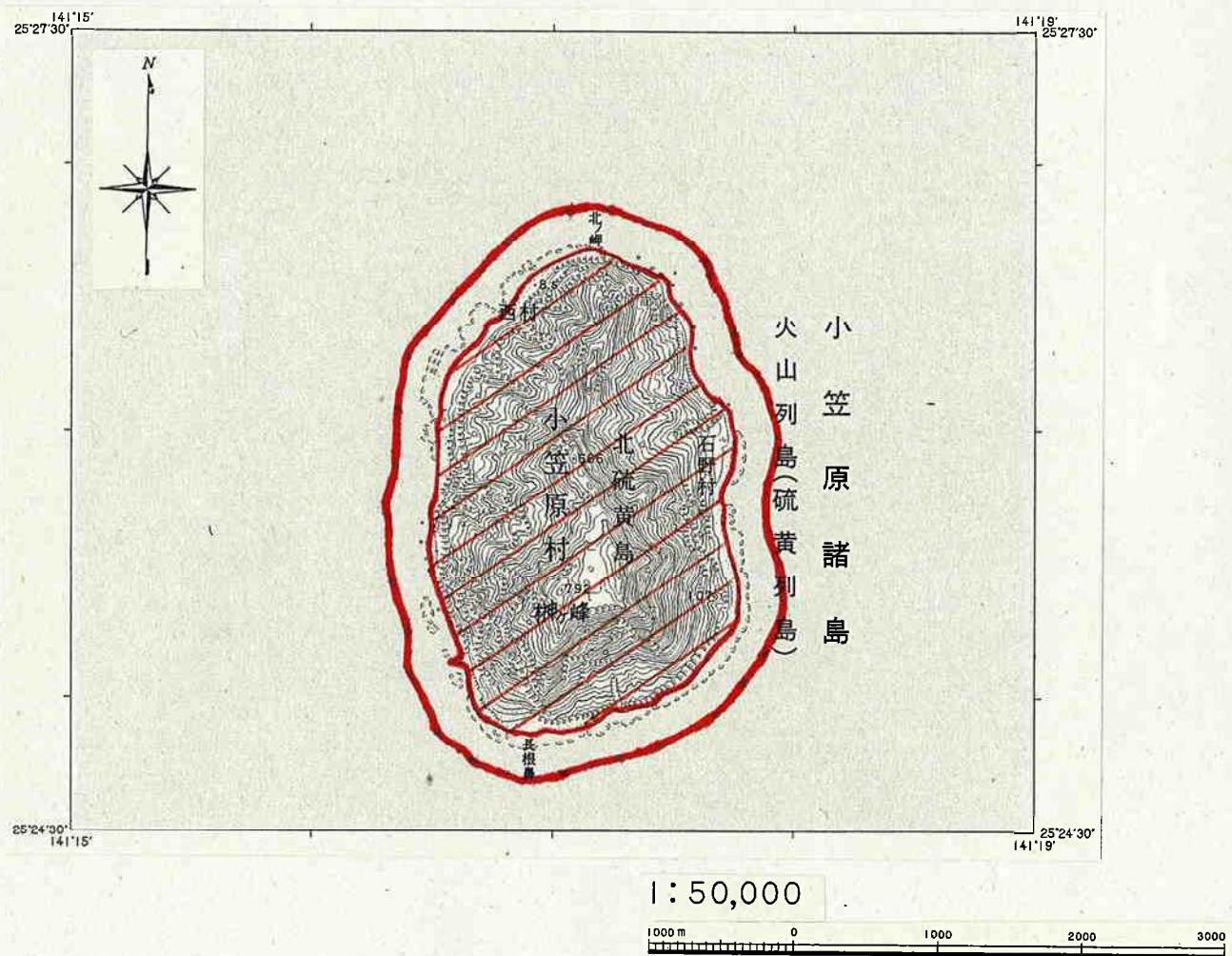
上記のとおり、北硫黄島は海鳥類の集団繁殖地及び希少鳥獣の生息地として学術的に貴重な場所であり現状のまま保全が求められる。関係機関等と連携した保全及び海鳥類及び希少鳥獣の生息及び繁殖状況の変化を定期的に把握するよう努める。

国指定北硫黄島鳥獣保護区(北硫黄島特別保護地区)位置図



凡例	
	鳥獣保護区(特別保護地区)

国指定北硫黄島鳥獣保護区(北硫黄島特別保護地区)区域図



凡　例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行
の5万分1地形図を複製したものである。
(承認番号 平成21関模、第61号)

(別表) 北硫黄島

ア. 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等
ミズナギドリ	ウミツバメ	<u>クロウミツバメ</u>	EN
ペリカン	ネッタイチョウ	○ <u>アカオネッタイチョウ</u> ○ シラオネッタイチョウ	EN
	カツオドリ	○ カツオドリ <u>アカアシカツオドリ</u>	EN
コウノトリ	サギ	アマサギ ○ チュウサギ	NT
チドリ	チドリ	ムナグロ	
	シギ	メリケンキアシシギ キアシシギ チュウシャクシギ	
	ツバメチドリ	<u>ツバメチドリ</u>	VU
	カモメ	マミジロアジサシ クロアジサシ	
ハト	ハト	○ <u>アカガシラカラスバト</u>	国天、国内、CR
ブッポウソウ	ブッポウソウ	<u>ブッポウソウ</u>	EN
スズメ	ツバメ	ツバメ イワツバメ	
	ヒヨドリ	○ <u>ハシブトヒヨドリ</u>	
	ツグミ	○ <u>イソヒヨドリ</u> ○ トラツグミ	
	メジロ	○ <u>イオウジマメジロ</u>	
	アトリ	<u>オガサワラカラハヒワ</u>	国内、EN
合計	15	23	

イ. 獣類

目	科	種または亜種	種の指定等
コウモリ	オオコウモリ	<u>オガサワラオオコウモリ</u>	国天、CR
ネズミ	ネズミ	クマネズミ	
合計	2	2	

(注)

- 1 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
 2 種の指定等の要件は次のとおりである。

国天:国指定天然記念物

特天:国指定特別天然記念物

レッドリスト(平成18年環境省)(ア鳥類)

レッドリスト(平成19年環境省)(イ獣類)

CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足

LP:絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

特定外来:特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物

- 3 ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

資料 4

申請書類の進達ルート（関東地方環境事務所管内）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

